

**観光コンテンツの拡充および持続的な販売促進業務
公募型プロポーザル方式 実施説明書**

1 業務内容等

(1) 業務名

観光コンテンツの拡充および持続的な販売促進業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

2 予算上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格

次のいずれにも該当するものであること。

(1) 事業の企画提案、実施・運営等、全般の総合的運営が可能であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。

(3) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

4 スケジュール

※事前説明会は実施しない

時期	内容
5月28日(木) 12時必着	質問書提出期限
6月1日(月) 予定	質問書回答
6月3日(水) 17時必着	参加申出書提出期限
6月9日(火) 17時必着	企画提案書等提出期限
6月15日(月)	審査会
6月18日(木) 予定	審査結果通知
6月下旬	委託契約締結

※日時はすべて日本時間

5 企画提案の実施の流れ

(1) 事前説明会

本業務のプロポーザル方式実施に係る説明会は実施しない。

(2) 質問の受付

本企画提案に関する質問がある場合は、様式1「質問書」に記入の上、「9 問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話での確認連絡を行うものとする。電話及び口頭による質問は受け付けない。

提出期限：令和8年5月28日(木) 12時必着 (日本時間)

(3) 質問の回答

令和8年6月1日(月)までに、北九州市ホームページにて回答を掲載する。

(4) 参加申出書

本企画提案へ参加するものは、様式2「参加申出書」記入の上、「9 問合せ先」まで電子メールにて提出すること。メール送信後、電話での確認連絡を行うものとする。

提出期限：令和8年6月3日(水) 17時必着 (日本時間)

※期限内に参加申出書の提出のないものは本企画提案への参加を認めない。

※なお、参加申出後、企画提案をとりやめる場合は「辞退届」(任意様式)の提出を必要とする。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出書類

①企画提案書(任意様式)

【記載内容】

- ・各業務の概要・企画提案(仕様書参照)
- ・業務工程
- ・業務実施体制

②本業務と同様又は類似の国又は地方公共団体・民間企業等からの受注実績(様式4)

該当がない場合はその旨を記載して提出すること。

③会社概要（様式3）

④提案見積書（任意様式）

※内訳の金額（税抜き）を詳細に記載し、「2 予算上限額」の範囲内で見積り、消費税及び地方消費税相当額等を合計した税込金額を記入し、提出すること。

- イ 提出部数 下記部数及び電子データ（PDF形式等）1部提出すること。
正本1部（商号又は名称、代表者名を記載し代表者印を押す）
副本8部（うち6部については、提案者名が分からないようにすること。）
- ウ 提出期限 令和8年6月9日（火）17時必着（日本時間）
※期限以降の受付は一切しない。
※受付は、土日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時まで（日本時間）
- エ 提出場所 北九州市都市ブランド創造局インバウンド課
〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1
- オ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便で、提出期限までに必着）
- カ 留意事項
- ①提案書等の提出は、各社1つに限る。
 - ②参加申出後、期限までに提出がなかったものは、企画提案を辞退したとみなし、後日、「辞退届」（任意様式）の提出を必要とする。
 - ③提案書等の提出後の差し替え、追加等修正は認めない。
 - ④提出書類は返却しない。
 - ⑤提案書等はすべて日本語で記載すること。
 - ⑥通貨は日本円とする。
 - ⑦日本に取引可能な口座を有していること。

（6）提案の無効

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。

- ア 参加資格なく提案したとき。
- イ 所定の日時までに参加申出書の提出がない、または提出書類が到着しないとき。
- ウ 企画提案事業者が他の企画提案事業者と協定して提案したとき、または提案に対して不正があると認められるとき。
- エ 1つの企画提案事業者が2つ以上の提案を行ったとき。
- オ その他提案に際し違法な行為があったとき。

6 審査・選定について

（1）審査会

ア 日程 令和8年6月15日（月）

イ 方法 プレゼンテーションでの審査による（オンライン形式）

（2）評価項目、評価基準及び配点等評価方法

別紙『観光コンテンツの拡充および持続的な販売促進業務』評価基準および配点のとおり
※提案競技参加者が5社以上の場合、審査会の審査に先立ち、提出された提案書について、

以下により事務局による一次審査会を行うことができる。なお、一次審査会は非公開とし、一次審査会の構成員氏名等は公表しない。

ア 一次審査は提案書及び添付書類についての書面審査を行う。

イ 審査基準については、審査会に準じて行う。

ウ 応募のあった提案書について順位を付け、上位4件を審査会へ付議する。

エ 一次審査会の審査結果は、審査会での審査に影響を与えないものとする。

オ 一次審査会の審査結果は、すべての提案者に対し、電子メールなどで通知する。

(3) 選定方法

提出された書類の内容について、審査会において審査を行う。各審査委員の評価点合計を総得点とし、最も評価点の合計が高いものを委託候補者として選定する。また、評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合は、審査会で協議のうえ、委託候補者を選定する。なお、審査会において定める水準に満たない場合は、候補者の選定に至らないものとする。

(4) 参加者なし又は参加者が1者の場合の取り扱い

申込書類の提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には実施を中止し、業務内容を再検討する。企画提案書類を提出したものが1者であった場合であっても、(3)の方法に従い審査を行う。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、最優秀提案者の選定後、各提案者に書面で通知する。

7 契約

(1) 委託候補者に選定されたものは、委託契約締結に向け、協議会と事業内容詳細について協議を行う。その際、企画提案内容を一部変更する場合がある。

(2) 協議が整った場合は、委託候補者からあらためて見積書を徴し、内容を精査のうえ、随意契約により契約を締結する。

(3) 保証人、契約保証金は不要とする。

(4) 契約の辞退等の理由により、第1順位の受託候補者と契約ができない場合は、第2順位の事業者を受託候補者として手続きを進め、契約を締結することがある。第2順位の事業者と契約できない場合についても、同様とする。

(5) その他、本書に定めのない事項は地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理するものとする。

8 その他

(1) 本企画提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。

(2) 事業費の支払いについては、業務完了報告書等にもとづく履行確認後、委託候補者から正当請求により支出する。

9 問合せ先

北九州市国際観光推進協議会

(北九州市都市ブランド創造局インバウンド課内)

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1

担当：木場田、高本

TEL : +81-093-482-1951 FAX : 093-581-5755
E-Mail : brand-inbound@city.kitakyushu.lg.jp